

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）（県土整備政策課）

一 趣旨

道路法等の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準等を定める等するための改正

二 内容

(一) 道路の構造の技術的基準

ア 歩行者利便増進道路に関する基準を新設

イ 交通安全施設に自動運行補助施設を追加

(二) 道路移動等円滑化基準

ア 旅客特定車両停留施設に関する基準を新設

イ 旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準の新設

(三) 規定の整備

三 施行期日

令和三年七月六日